

すましょうがいしゃ ちいきせいかつ しえんせんたー つうしん  
すま障害者地域生活支援センター通信 第8号

# まちはる



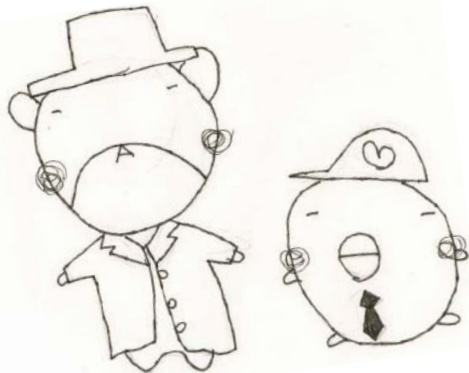
発行:平成19年4月1日

〒654-0023 神戸市須磨区戒町3-5-1

E-mail : [shien-center@suma-shakyo.or.jp](mailto:shien-center@suma-shakyo.or.jp)

☎078-735-3833/FAX078-735-3834

URL : <http://suma-net.org/>



- 巻頭所感『生命に奉仕することは尊い』……………1
- 「市民がつむぎだす美しさ・やさしさ」……………2
- ～すま障害者地域ネットワーク会議学習会報告～  
法律相談ははじめました……………3
- 4月のまちかど情報《講座・ギャラリー》……………4

\*イラスト\* 松本絵里奈

## 『生命に奉仕することは尊い』

すま障害者地域生活支援センター  
所 長 瀬 戸 昭

藤田まことの“はぐれ刑事純情派”が大好きであった。その後の“相棒”もよく見ていた。

このシリーズにどうして惹きつけられるのか、考えてみると主人公が体を張って**生命を守ろう**とすること、**生命をたいせつにしよう**とする姿勢が視聴者の共感を呼んでいるのではないかと思われます。

シュヴァイツァーは「**生命に奉仕することは尊い**」

日野原重明は「**その人の生命にいちばん根源となるものを提供することが福祉のエッセンスである**」と言っています。



春は生命の息吹くとき、散歩をしていても、花の蕾みがふくらみ、木々は新鮮な緑に覆われ鮮やかになり、土の中から草花の芽がいっぱいに出てきています。まさに生命が萌えいで輝いています。この自然の調べにあわせて、生命をたいせつにし、生命に奉仕する仕事をしていきたいと願っています。



新年度になり、障害者自立支援法も施行より2年目を迎えます。自己負担は若干緩められました。本質的なものは変わらず厳しい状況が続きます。この法律がよりよい方向にむかっていくように、力を合わせ共に考えていきたいと願っています。

今年度もよろしくお願ひいたします。

## 「市民が紡ぎだす美しさ・やさしさ」

～すま障害者地域ネットワーク会議学習会『自立支援法を共に考える』報告～



学習会は19年2月10日(土)午後2時～4時 北須磨文化センターで開催され、一般市民を含む161名が参加して行われました。

講師**北野誠一氏**は、重度障害者の施設の運営委員長や、西宮市等の障害福祉計画の策定委員長の経験をふまえて障害者自立支援法の現状と、市民として考えていかなければいけない視点について話していただきました。

### 講演の中から

利用者負担のあり方については、**障害があるゆえに、一般的な市民生活を営むにおいて余分にかかる個別的支援は、基本的に費用負担に馴染まない。**(デンマーク等ではそのことが法に明記されている)

市民生活は、自立支援法においては日中活動の場と住まいの場に2分化されているが、実際に私たちの生活は、ウィークデイの教育や就労の場と、**ウィークエンドやアフター5の遊びや仲間活動の場**と夜間の寝泊り・憩いの場に**3分化**されている。この遊びや仲間活動(楽しむ・余暇)を支える**移動支援**が、各利用者の利用ニーズに基づく個別支援ではなく、**地域生活支援事業に組み込まれてしまったことは由々しき問題である。**

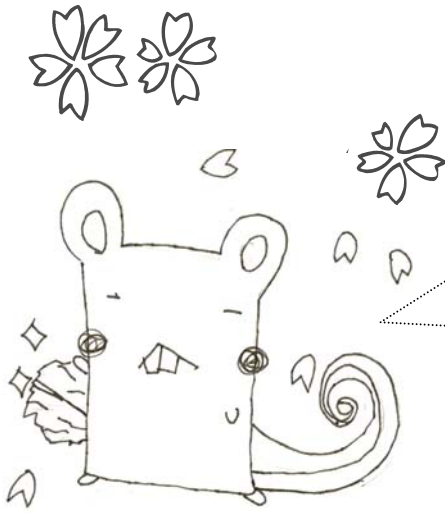
「障害者は介護者を使って、映画を見に行ったり、パチンコをしたりして良いのか、それは贅沢だ」また「グループホームで障害基礎年金2級(66,000円)の中から家賃と食事だけ支払い何も残らなくても、それ以上の健康で文化的な生活はおこがましい」といっているようなもので、**これでは社会参加はできません。**



「強制ボランティア」や「強いられた美しさ・優しさ」は、社会を「支援するグループ(強者)」と「支援されるグループ(弱者)」という「差別構造」「格差社会」を強いる。そうではなく『**弱さ**』『**傷つきやすさ**』を**出さなければ生きていけない人**(重度の障害者)の『**弱さをうけとめ合える弱さ**』こそが『**市民が紡ぎだす美しさ・やさしさ**』の始まりではないのか。それはお互いの共感力を、傷つきやすさから解き放ちあうことであり、傷つきやすさに溺れて閉じこもってしまわない『**共に生きる力=共感力**』を、**確かめながら育む**ことではないか。

私は市民の方に特別なことは求めない。**障害者をふつうの市民として暖かく見守って欲しい。**

アンケートにおいても『人間の基本的な生き方を、教えていただいた』『当たり前の障害福祉を学んだ』『障害者に対する支援の仕方がよくわかった。』等の意見があり、当初の目標である、『**市民と共に考え、地域住民も参加したネットワーク作り**』の第一歩をふみだせたのではないかと考えられる。今後のネットワーク会議の活動の中でこれをさらにすすめていきたいと願っています。



# 法律相談はじめました

むりよう よやくせい せんちゃくじゆん

## \*無料・予約制・先着順\*

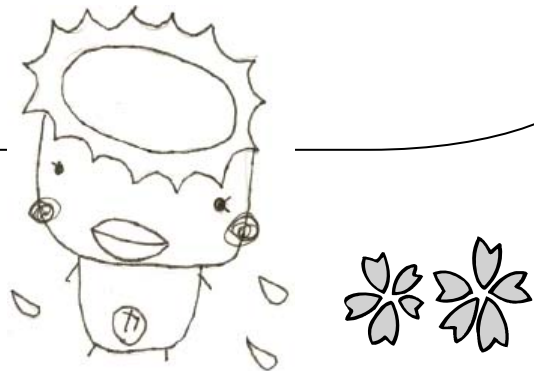
すまの支援センターでは、『障害者の権利擁護のための法律相談』を行なっています。

ぎゃくたい そうぞく ほけん ざいさんかんり きん じんけん  
虐待、相続、保険、財産管理、サラ金、人権など

ほうりつ けんり かん そうだん こま べんごし  
法律や権利に関する相談・困りごとを弁護士がうかがい、アドバイスします。

つき 1 ど だい2 かようび しえん  
月に1度、第2火曜日に支援センターでおこないます。

じかん ごと1じ 3じ  
時間は、午後1時～3時です。



かなら まも あんしん そうだん  
プライバシーは必ず守られます。安心してご相談ください。

とうじしゃ かた かぞく しえんしゃ かた そうだん  
当事者の方だけでなく、ご家族、支援者の方のご相談もどうぞ。

そうだん おも かた しょうがいしゃちいきせいかつしえん  
相談したいと思われる方は、すま障害者地域生活支援センター

☎078-735-3833 / FAX078-735-3834

MAIL けんめい ほうりつそうだんきぼう なまえ い  
件名に「法律相談希望 / お名前」と入れてください。

shien-center@suma-shakyo.or.jp

たんとう しもがいと れんらく  
担当 下垣内まで、ご連絡ください。



4月のまちかど情報

第11回

いたやど・まちかど講座

『今日も車椅子で街を行く!』~まゆみのエンジョイ・ライフ~

お 話 : 松本 まゆみさん (関西学院大学 3回生)

と き : 平成19年5月19日 (土)

14:00~15:30

と ころ : すま障害者地域生活支援センター  
(地下鉄板宿駅 南④出口徒歩2分)

定 員 : 15名

申込み : TEL 735-3833

FAX 735-3834



まちかど・ギャラリー常設展示

きて!みて!さわって!作業所製品!

須磨区内にある、障害のある方が働く作業所の製品の展示販売です。

センターが開所していれば、いつでもご覧いただけます。

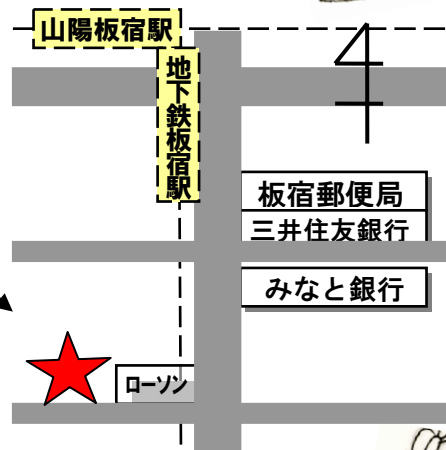
何があるかは、きて!みて!のお楽しみ。あったかい手作り品が皆さんをお待ちしています。



じかん:平日9時~19時 土日祝9時~17時  
ばしょ: すま障害者地域生活支援センター  
~出展作業所は3ヶ月を目安に変わります~



- すま支援センターの事業内容
- \* 地域生活に必要な制度やサービスの情報提供や、利用のお手伝い。
  - \* さまざまな内容のご相談の受付。
  - \* 障害福祉サービスの相談・受付・調査。
  - \* ピアカウンセリングの実施。
  - \* 障害児を持つ親へのカウンセリング
  - \* 地域啓発事業の実施  
(まちかど講座・まちかどギャラリーなど)



編集後記

温かい陽光が気持ちいいですね。外出が楽しくなる春がやってきました。春は、別れと新しい出会いの季節。センターにも旅立つ人、新にお迎えする人が。新しい取り組みも始まり、不安は多々ありますが、「その場でのベストを尽くすのみ!」(T)

